

改正の背景

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(平成28年法律第22号)の制定に伴い、仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するため、内閣総理大臣が策定する基本指針の記載事項に「仕事・子育て両立支援事業」が追加。

今年3月に教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインを作成し、4月には国において事故報告の傾向分析や再発防止の提言等を行うため有識者会議を設置。

改正の概要

(1) 名称の改正

仕事・子育て両立支援事業が記載事項に加わったことを受け、基本指針の名称を「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に改正。
下線は改正部分

(2) 制度全体に関する基本的事項の追加(第二の一及び二関係)

- ① 国は、仕事・子育て両立支援事業について、基本指針に定める子どもの育ち及び子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義を踏まえ、**保育の質を確保する。多様な働き方に対応した仕事と子育てとの両立など事業の特色を踏まえ、事業を実施する。事業の実施に当たっては、保護者及び子どもの利便性に配慮する。**
- ② 保育の質を確保するため、**小規模保育事業や事業所内保育事業の職員配置及び設備等の認可基準を踏まえ、仕事・子育て両立支援事業に係る事業所内保育施設の助成等の対象を定めるなどの対応を行う。**また、保育の質が維持されるよう、助成等を行った事業所内保育施設等に対する助成要件の確認に係る**指導・監査、助成決定の取消等の仕組み**を設ける。
- ③ 国は、仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を図るため、**地方公共団体に事業の内容や実施状況等の情報提供等を行う体制を整備する。**また、例えば、地域枠の設定状況などの情報が地方公共団体に共有され、保育所等への入所を希望する保護者への案内につながるようにするなど、各地方公共団体における**待機児童の解消等**を図る観点から、地域の実情に応じ、仕事・子育て両立支援事業に係る**事業所内保育施設が活用されるよう必要な対応**を行う。
- ④ 教育・保育施設や認可外保育施設等における子どもの死亡事故などの重大事故は本来あってはならないにもかかわらず、毎年発生している。このため、**教育・保育施設等及び地方公共団体は、事故防止、事故発生時の対応、再発防止に係る取組を進めるとともに、国においても重大事故の発生や再発防止に係る取組を進めていく。**

<参考>

○ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

第四章の二 仕事・子育て両立支援事業

第五十九条の二 政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、仕事・子育て両立支援事業として、児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る。)のうち同法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものその他事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係るものの設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる。

2 全国的な事業主の団体は、仕事・子育て両立支援事業の内容に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

二～四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3・4 (略)